

平成28年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年3月23日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 北村五十鈴	2番 稲垣 誠亮
	3番 栢木 進	4番 岩井智恵子
	5番 中塚 尚憲	6番 山本 剛
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 上杵 種雄
	11番 欠 員	12番 市木 一郎
	13番 丸山 敬二	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 河野 司	18番 坂口 哲哉
	19番 高橋 繁夫	20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第2号から議第12号まで、議第21号から議第32号まで、議第34号から議第41号まで及び議第44号並びに請願第1号から請願第3号まで  
(平成28年度野洲市一般会計予算 他34件)  
各常任委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

- 第1 議第45号  
(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第9号))  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第1号から意見書第6号まで  
(T P Pの批准・発効をせず撤退を求める意見書(案) 他5件)  
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第19番、高橋繁夫議員、第20番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されており

ますので、議第2号から議第12号まで、議第21号から議第32号まで、議第34号から議第41号まで及び議第44号並びに請願第1号から請願第3号まで、平成28年度野洲市一般会計予算他34件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進です。

去る3月2日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月8日に委員会を招集し、委員全員の出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

まず、議第21号野洲市行政不服審査会条例について審査を行いました。委員から、「条例の第7条に政治活動等の制限というのがあり、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または、積極的に政治運動をしてはならないとあるが、この役員とはどのような役員を指すのか」との質疑に対し、「役員というそのもの自体の定義として定めているものはない。しかし、この審査会自体が行政の不服申立てに対し公平な第三者の立場として審査を行うということなので、政党とかに加入している場合に若干の公平性が損なわれることから、この条項を入れている」との答弁がありました。また、委員から、「条例の第4条に審査会を組織するとあり、条例の第9条には専門委員を置くとのあるが、審査会とは別に専門員を置く形になるのか」との質疑に対し、「そのとおりである。ただし、専門員については、条例の第9条に置くことができるとあり、常設ではなく、その時々の内容によってその専門員を設置する形になっている」との答弁がありました。また、委員から、「条例の第4条では審査会の委員を5人以内とするとのあり、現在考えている委員は3名であるとのことだが、これは、ほぼ決定なのか」との質疑に対し、「弁護士2名、大学の教授1名の3名で進めている」との答弁がありました。

続いて、議第22号野洲市行政不服審査関係手数料条例について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第23号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例について審査を行いました。委員から、「この基金条例は前回と比較してどこが変わったのか」との質疑に対し、「条文の内容に変更はない」との答弁がありました。また、委員から、「駅前の方々から反対署名が出ているが、駅前の住民の皆様には地元説明はできているのか。また、条例の第3条の2項に有利な有価証券とあり、現在マイナス金利になっていると思うが、いかがする

予定か」との質疑に対し、「過日、駅前に病院建設を反対する市民団の方々から署名と文書をいただいている。当然、このような駅前の方々のご提案もあるが、それ以上に、医師会の関連団体で計画を実現する会の方から8,700名の署名も提出されており、これを十分重く見てこの事業は進めるべきと判断している。また、基金の現金管理について、第3条第1項は、基本的に金融機関への預金を想定し義務規定となっており、第2項については、できるというできる規定となっている」との答弁がありました。また、委員から、「病院をつくって野洲の住みよさが保てるのか」との質疑に対し、「平成24年7月、市立病院の整備可能性の検討委員会の提言にあるが、市民の利活用に資するものというところはしっかり押さえられていると考えている」との答弁がありました。また、委員から、「3月5日の医師会との懇談会では、駅前に固守しないという発言があったが、他の地域に選ぶことを考えられないのか」との質疑に対し、「確かに、固守しないと言われたのは事実であるが、それ以上の前提に、病院を早くつくらないと今現在の野洲市の地域医療が崩壊してしまう。もう時間の問題であるということも言われていた。場所の問題について、新たな場所を模索すれば恐らくあとまた5年近く時間を要してくるものと考えられる。したがって、早く今の市立病院の計画を推進してほしいというのが市民病院を実現する会の大きな趣旨であり、その前提には値しないと思う」との答弁がありました。また、委員から、「以前、附帯決議が出されたが、その附帯決議は履行しているのか」との質疑に対し、「附帯決議の内容は、前回提案されて否決されたもので、一旦そこでけじめはついていると考えている。しかし、その内容は、いずれも現在粛々と進めており、県の協議などもほぼ整い、あとは、県の意見を付けて総務省へ送っていただく段階まで来ている」との答弁がありました。また、委員から、「申請書類は県のどこへ提出しているのか」との質疑に対し、「市長振興課、健康医療課、それぞれ合同で協議している。健康医療課によると、今の地域構想、地域医療ビジョンの整合は大丈夫ですとお墨付きをいただいた。収支の方も8年から黒字と、単年度キャッシュは2年目からよいということで、それぞれ説明もしっかりできており、総務省のヒアリングの資料も全て記入して、市長振興課の方に修正部分も含めて提出済みである」との答弁がありました。また、委員から、「起債についてはまだ何とも言えないのか」との質疑に対し、「起債が絡む事業は実施設計以降になる。現在の工程では、平成28年度に基本設計を行い、平成29年度に実施設計となる。その段階で初めて起債という形になるので、ルーチンで起債の申請なり協議なりが年度の初めに振興課の方と協議が行われるということである。今現在の状況は、事務レベル協議で係長レベルで協議をしている。そ

の係長レベルの協議の中では、地域医療ビジョンとの整合も問題ない。収支計画の内容についても、これは、総務省の方に最終持ちかけていかないと県には権限がないのでわからないが、交付税措置に関しても、それほど問題あるという発言は係長レベルからはないと答弁がありました。

続いて、議第24号野洲市事務分掌条例の一部を改正する等の条例について審査を行いました。委員から、「市民交流センターの研修室、学習室、多目的室及び調理実習室の使用料について、自治会が使用する場合、減免措置があるのか」との質疑に対し、「自治会の場合は無料である」との答弁がありました。また、委員から、「第7条で次に掲げる条例を廃止するということが5つ掲げられているが、この中身は」との質疑に対し、「第1号、教育集会所は廃止し、2号、ふれあい館についても廃止し、1号、2号共、28年度下半期に解体する予定である。3号の野洲市北比江自治産業施設条例は小集落改良事業によってできた施設で、普通財産に一旦し、その後、手続後、解体となる。4号の野洲市上川原霊園条例の霊園は、地元に移管する。5号の大型共同作業所は、一定の役割を終えたということで、この3月末に廃止となる」との答弁がありました。

続いて、議第25号野洲市情報公開条例の一部を改正する条例、議第26号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第27号野洲市行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例、議第28号野洲市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、及び議第29号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第30号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。委員から、「個人情報保護法の問題は関係しないのか」との質疑に対し、「基本的には職員の任用であったり休暇であったり研修の状況なので、特定の個人を示すような情報を公表するというのではなく問題はないと思う」との答弁がありました。

続いて、議第31号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、及び議第32号野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第34号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査を行いました。委員から、「所得が幾らぐらいの人がそのボーダーラインになるのか」との質疑に対し、「ボーダーラインということであるが、国民健康保険税は、平等割の他に被保険者

数による均等割があり、一概に、同じ所得でもその家自体の世帯主が限度額に行くか行かないかは被保険者数によっても変わるので、大体700万円中盤ぐらいの所得で限度額に達するものと思う」との答弁がありました。また、委員から、「今回の改正により高所得者と低所得者との世帯とで全体的な保険の影響が数値として出ているか」との質疑に対し、「今回の限度額の引き上げで影響額は、試算で約416万円と見込んでおり、一方、低所得者への軽減額の判定基準の緩和による影響額はマイナス146万8,000円と見込んでいる」との答弁がありました。

続いて、議第38号財産の贈与について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第40号第3次野洲市人権施策基本計画の策定について審査を行いました。委員から、「差別事象には、被差別当事者を支え迅速的確に対処し、関係機関と協議しながら解決を図っていくとあるが、落書き事件に関して、事件化し公表するという事に関してどのように思うか」との質疑に対し、「事件化した目的は、いろいろな発言や落書き等があり、それら起因する背景がある。それを教育啓発に反映させたいと思う。今後、市が主体的にいろいろな取り組みをしていきたいと考えている」との答弁がありました。また、「外国の方から人権相談を受けるとあるが、何カ国の言葉を想定して書かれているのか」との質疑に対し、「外国の方からの人権相談を受けたとき、なかなか英語が通じず、国際協会の方の支援を受けながら取り組んでいる。また、ノウハウやスキルを持った方の協力を得ながら取り組んでいけたらと考えている」との答弁がありました。

続いて、議第44号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

以上の16議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、議第21号、議第22号、議第24号から議第32号まで、議第38号、議第40号、議第44号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第23号については、採決の結果、可否同数となり、委員長採決の結果、否決すべきものと決しました。また、議第34号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号国に対し治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願については、紹介議員の説明を受け、質疑応答と委員間討議を繰り返し慎重に審査を行い、採決いたしました結果、可否同数となり、委員長採決の結果、不採

択とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 第2番、稲垣誠亮です。

去る3月2日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、3月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第41号野洲市教育振興基本計画第2期の策定についてを議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、委員から、「今回、第1期の総括を確認したが、非常にわかりやすく課題がまとめられていると確認している。再度、新しく第2期の施策について細かく項目が書かれているが、まず、どういうところから進められるのか」との質疑に対し、「教育は、継続性が大事であり、第1期の課題が残っている点も含め、そんなに大きくは第1期から変わっているものはない。第1期の継続ということで、より具体的にかつ重点的に取り組んでいこうと考えている。今までの1期の事業の継続性を大事にしながら、さらに充実させていくというのが2期の計画である」との答弁がありました。また、青少年の健全育成をめぐる状況に関し、「地域子ども教室は土曜日の実施であるが、土曜日以外でも拡充していく考えはあるのか」との質疑に対し、「地域子ども教室は地域教育協議会に委託している活動であるが、平日の放課後は子どもが大変集まりにくいという現状から、今後も、従来どおり土曜日を中心に開催していく予定である」との答弁がありました。また、計画策定の狙いのところで、「家庭・学校・地域・企業・NPO・市民団体などと行政の連携協働が重要とあるが、ここに挙げられている企業・NPOはどのような立ち位置となるのか」との質疑があり、「企業などについては、中学校2年生の職場体験での協力、また、NPOについては、生活困窮者支援事業のY a S c h o o l などをはじめ、いろいろな形で協力をいただいております。今後も、それぞれの立場から教育に携わっていただく連携機関として含まれているものである」との答弁がありました。

また、施策の展開で、「具体的な年次計画などについてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「学校教育については、現在策定しようとしている元気な学校づくりマスタープランの中で年度ごとに目標を定め、数値目標が可能なものは目標値を設定しながら取り組んでいく。社会教育については、今後、いろいろな予算に関わることもあるので、具体的な目標年次を掲げるのではなく、予算要求の時点で進捗状況を見て次年度の取り組みを考え、5年間で完成する方向で計画を立てていきたい」との答弁がありました。また、食育の推進に関し、「親子で料理をつくる、また、親と子どもに学べる食に関する講座があるが、たびたび親子という内容が出てくるが、親子のコミュニケーションが不十分なケースもあり配慮してほしい」との意見がありました。議第41号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号（仮称）野洲市立病院の早期整備促進を求める請願書については、紹介議員の説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査を行い、採決いたしました結果、賛成多数により採決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 第8番、野並享子です。

去る3月2日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第35号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、今年10月から、新クリーンセンター稼働に伴う手数料条例の改正であります。詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「プラスチック容器類を可燃ごみに混入する形式に変えるので、可燃ごみはふえる。新規ミニ型の袋を利用するのでなく小型の袋の利用者がふえるのではな



いか。値下げのお得感を感じるために大型ごみ袋を50円から48円に引き下げるのではなく、小型ごみ袋を30円から25円にするなどの検討が必要ではないか」と質疑がありました。担当課長から、「1リットル1.2円ということで袋の単価を決めた。プラスチック容器の資源回収をやめたことにより4,000万円の削減ができるため、袋代の値下げを行った。袋の単価は、実施してから実態を見極めて検討する」と答弁がありました。また、他の委員から、「一般廃棄物搬入の手数料が上がる場所と下がる場所がある。量的にどうなのかわからないが、手数料が上がることにならないのか」と質問があり、担当課から、「これまで可燃ごみと粗大ごみは、それぞれ搬入量を調べ手数料を払っており1円単位だったが、それを可燃ごみと粗大ごみを同一料金にすることにより2回の搬入量の計算でなく1回の搬入量の計算で済み、単位を10円単位にすることにより事務量の軽減と持ち込み者の時間短縮にもなる」と答弁がありました。採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、これは、公園を追加する条例であります。詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「行合ふれあい公園、万葉の梢公園の面積は」との質疑があり、担当課は、「行合ふれあい公園は51平方メートル、万葉の梢公園は214平方メートルで、自治会からふれあい公園に編入の要望書が提出されている」と答弁がありました。採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第37号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、詳細な説明を受け、質疑を行いました。特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第39号市道路線の認定については、これは、行畑の新幹線沿いの道路認定などがありました。詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員より、「この道路は、以前、町道るとき認定をしていたのではないか」と質疑があり、担当課は、「認定の道路までの間を今回認定する」との答弁でした。採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める請願については、紹介議員の説明を受け、一部反対意見を含む質疑応答と委員間討議を繰り返し慎重に審査を行い、裁決しました結果、全員賛成により採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果報告といた

します。

○議長（市木一郎君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世です。

去る3月2日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月8日、9日、及び10日に各分科会を、また、17日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第2号平成28年度野洲市一般会計予算、議第3号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第4号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第5号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第6号平成28年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第7号平成28年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第8号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第9号平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第10号平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第11号平成28年度野洲市土地取得特別会計予算、議第12号平成28年度野洲市水道事業会計予算、以上11議案を議題として、3月17日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました平成28年度予算案が詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し慎重な審査が行われたことを、各分科会の会長報告で受けました。

その後、議第2号について、坂口哲哉委員他4名より、修正案の提出がありました。修正案の内容は、市立病院の整備については、野洲駅南口ではなく、特定医療法人社団御上会野洲病院を、まず、現在の場所のまま市立病院化した上で東館の改築等を進める方が利点が多いとして、平成28年度野洲市一般会計予算から、（仮称）野洲市民病院整備基本設計業務委託他、（仮称）野洲市民病院開設支援等業務委託の関係予算及び市立病院整備運営基金など9,121万2,000円を減額するというものであります。修正案の提出者の説明の後、質疑や委員間討議を行い、慎重に審議会をいたしました。そして、採決の結果、坂口議員他4名から掲出されました修正案については、賛成少数でありました。次に、原

案については、賛成多数でありました。よって、議第2号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第3号から議第12号までの10議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対し、坂口哲哉議員他4名から、既に配付しております文書のとおり、修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第18番、坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 第18番、坂口哲哉でございます。

それでは、先に提出いたしました議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対する修正案について、提出者を代表いたしまして説明申し上げます。

この修正案は、平成28年度野洲市一般会計予算中、新病院整備に関わる本予算計上分を減額しようとするものです。議第2号平成28年度野洲市一般会計予算には、（仮称）野洲市立病院、以下、市立病院と言います、の整備のための基本設計業務等に関する予算が計上されております。そして、その市立病院の立地場所を野洲駅南口市有地、経営形態を、当面、市の直営方式とし、これ以外の選択肢はないとして病院整備を進めようとしていくものです。

なお、経営形態を市の直営とすることについては、国の国立病院改革フォーラムが目指す方向に則していない内容となっております。

また、基本設計については、市立病院整備の基礎をなすものであり、社会情勢の変化や国の動向などに対しても慎重に対応する必要があります。基本設計を進めるに当たっては、まず、立地場所周辺住民のご理解を得ることが必要不可欠であります。立地場所である野洲駅南口市有地については、豪雨時の排水対策が不十分であることや、雨天時に交通渋滞が発生するなど理由として、駅前に病院建設を反対する市民団が、駅前の主婦ら約550人、うち市民約520人の反対署名を提出されると共に、周辺住民からも同様に問題解

決を求める声が上がっております。

しかし、一方では、野洲市民病院を実現する会からは、市立病院の早期実現を求める署名を約8,700人、うち市民約5,200人から集められ、同じく、市民病院を望む女性の会も中核的な医療機関の早期実現を求めて約3,500人の署名を集められております。3月5日には、野洲市民病院を実現する会と市議会との出前懇談会が開催されました。その中で、野洲市民病院を実現する会の皆様より、開設場所については特定することなく早急に市立病院を開設してほしい旨の要望が出ました。なお、市議会におきましても、市の財政を危惧する声や運営の方法についての声、一方で、市の中核的医療を守るために早期に市立病院整備を進めるべきといった声があります。

このように、多くの皆様の声をうまく受け、この際、特定医療法人社団御上会野洲病院、以下、現野洲病院と言いますが、まず、現在の場所のまま市立病院化をした方が、早期に市民病院を実現することを望まれている多くの市民の皆様の声にお応えできることになり、また、駅前に病院建設を反対する市民の皆様の声に対してもお応えすることができるのではないかと考えます。

したがって、現在進めておられる市の提案の、駅前南口に市立病院を整備する案に対して、まず、現野洲病院の場所のまま施設や設備を使用して市立病院化すべきと提案いたします。この方法ですと次のような利点が考えられます。

まず、1つ目は、野洲市民病院を実現する会や市民病院を望む女性の会の皆様の要望でもある、市立病院の開設が早急にできるということです。なぜなら、市立病院の開設に当たっては、開設者の変更によって行えばよく、現野洲病院の病院としての廃止をした上で市立病院を開設すればいいこととなります。したがって、市提案の市立病院の開設許可については、駅前南口に新築の新病院が開設できるのは早くても平成32年とされていますが、それを待たずして野洲市立病院を開設でき、野洲市の中核的医療機関を確保することができます。

次に、2つ目として、現野洲病院の東館の改築については、既に市立病院として開院をしているため、時間をかけて検討してはどうかと思います。また、現野洲病院の東館については様々な意見や案があると考えられます。それらの意見や案を検討して進めれば東館の問題にも十分対応できます。また、市の提案である駅前南口に市立病院を整備するのに総事業費として約86億円を見込んでおられますが、恐らく半分くらいの総事業費で済むのではないかと考えております。そうすれば、市の財政に対する影響もかなり緩和される

ものと期待されます。

次に、3点目として、市立病院の整備をする際には、現野洲病院が法人を解散するということが条件の1つになると思います。その場合、現野洲病院の解散に対して市の対応が必要となると思います。そこで、現野洲病院がそのままの場所で市立病院化すれば、現野洲病院の資産を新市立病院が購入することにより解散手続が済むこととなります。このとき購入した建物は、東館において改修工事が必要なものの、十分使用可能であることから、購入資金は無駄な出費とはなりません。しかし、駅前南口に新築して開設した場合でも、現野洲病院が法人を解散するということが条件の1つになると思います。その場合も、同じ様に、現野洲病院の解散に対して市の対応が必要となると思います。

次に、4つ目として、医療スタッフにつきましては、市の説明によりますと、現野洲病院の職員の方々は十分よくやっておられるとの説明であります。したがって、医療スタッフの確保につきましても、現野洲病院の職員の皆さんを、就労時環境にもなれておられることもあり、現野洲病院の医療スタッフを中心として、開設当初より一般型の地方独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人で運営した方がよいと考えます。

以上が、私どもが提案いたします提案理由と主な利点であります。市長は、市民の意向を踏まえた上で、速やかに私どもの提案の実現に向けて具体的な検討をされることを切に希望いたします。

以上のことから、平成28年度野洲市一般会計予算中、新病院整備に係る予算計上分を減額しようとするものです。それでは、内容についてご説明いたします。別紙28年度野洲市一般会計予算に対する修正案をご覧ください。

第1条第1項に規定しています歳入歳出予算の総額を206億3,878万8,000円に修正するものでございます。次に、「第1表歳入歳出予算」におきましては、歳入の表については、款17繰入金、項1基金繰入金を9,121万2,000円減額し19億4,140万8,000円とするものです。また、歳出の表については、款2総務費、項1総務管理費を1,000万円減額し18億283万9,000円に修正し、また、款4衛生費、項1保健衛生費を8,121万2,000円減額し6億966万4,000円に修正するものです。

次に、「第2表債務負担行為」中、(仮称)野洲市民病院整備推進事業の項を削るものです。

次に、歳出の減額の内訳ですが、資料の10ページ及び11ページに掲載していますと

おり、総務費では、市立病院整備運営敷金への積み立てを、また、衛生費では、主に市立病院整備推進事業に係ります基本設計業務委託料等を減額するものです。

以上、説明といたしますが、市民病院整備は、本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題であります。将来を真っ直ぐ見つめることは大事ですが、それと同時に、しっかりと周囲を見渡すことも大事だと考えます。議員の皆さんの懸命なご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市木一郎君） これより、議第2号に対する修正案に対し、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時44分 休憩）

（午後1時49分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

まず、質疑に入る前に、昨日、ベルギーの首都ブリュッセルで市内にある欧州連合庁舎群に近い地下鉄で21日の朝、爆発が発生いたしました。同市のイヴァン・メイエール市長によりますと、約34名が死亡し180名以上が負傷されたという報道をされております。本当に、犠牲になられた方たちに対しまして心からお悔やみを申し上げるところでございます。

では、修正動議が出ましたので、質疑させていただきます。

1から4まで質疑させていただきますので、再質問、再々質問はしませんので、本日、傍聴者がたくさん来られていますので、明確な回答をお願いしたいと思います。

1つ目でございますけれども、野洲病院支援継続可能性に関する提言書を3月14日に野洲市に提出していただきました。この提案に対する見解をお伺いさせていただきます。

2番目には、このメンバーにおきましては、学識経験者、京都大学大学院医学研究科医療経済学分野の今中雄一教授、また、立命館大学理工学部建築部都市デザイン学科及川清昭教授、専門的な知識を有する方からは、益川総合法律事務所からでありますけれども、原田未央子弁護士、また、さらに、梅山公認会計士事務所からは、田中正志公認会計士、税理士の方々が、平成28年2月18日、また、さらに、3月14日の2回に分けて審議していただき、このたび提言したものであります。このメンバーに対する認識についてお

伺わせていただきます。

3つ目の質問でありますけれども、結論からの提言は、今後、野洲市から野洲病院に対しての財政支援を継続することは妥当であるとは評価しがたいとされています。この提言に対する見解と判断について伺います。

4つ目でございますけれども、今回、修正案は、予算を削減されるだけでありまして次につながる予算案が出されておられません。今後、この予算の提案はどのようにお考えなのか、伺います。

提案理由を説明された坂口議員に質問とさせていただきますので、明快な答えをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 坂口議員。

○18番（坂口哲哉君） それでは、矢野議員の質疑に対しての答弁をいたします。

提言書は、現野洲病院に対して、今後、財政支援を続けていくことがふさわしい団体なのかどうかということの評価をされたと思いますが、評価結果については、慎重に調査された結果、出されたものと思います。

次に、2つ目、それぞれの分野でご活躍いただいている学識経験者であると認識しております。また、それぞれのお立場で意見具申されたものと敬意を表します。

次に、3つ目、提言や調査に基づいて慎重に審査され出されたものであると思います。今回の修正案では、野洲駅前南口に市立病院の基本設計業務に関する減額修正をしただけであって、市立病院整備に関する予算、消耗品、あるいは旅費等は減額をいたしておりません。また、予算案の提案にあります、我々議員には予算の提案件がありませんので、今後、私どもからの予算の提案はいたしません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 先ほど申しましたように、1番だけ再質問させていただきます。申しわけございませんけれども。

この提案に対する見解で認識しているということなんですけれども、野洲病院に対しては、今後、支援はすべきでないと結論は出ているわけでございまして、これに対する意見をお聞きしたかったわけでございまして、そういった点を少し皆さんにわかるような形で説明していただきたいと思っておりますので、ご説明をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市木一郎君） 坂口議員。

○18番（坂口哲哉君） 提言書を渡されたそれぞれの大学の先生方におきましては、学識経験者であると認識しておりまして、大変慎重に審査されたものと受けとめます。したがって、野洲病院に対する補助と言うんですか、先のあれで出しました決議書につきましては、今回の考え方によって多少変わってまいりますけれども、要するに、今の病院を全体的に市が買収して、その買収の費用によって負債を確保すると、野洲病院に対して負債の確保をする。市と滋賀銀行との負債がございますので、それらを一旦精算するという意味合いからにおいて、そうしたことがよいと思います。したがって、皆様方から言われる、8,500人の署名もございます。そうしたものにおきましても、私も、今まで180度転換いたしまして中核病院が必要だということを認識いたしましてこうした提案をさせていただいているわけです。

以上です。

○議長（市木一郎君） 続いて、第14番、鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 第14番、鈴木市朗でございます。

ただいま議題となっております平成28年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議について坂口議員に質疑を行いたいと思います。

まず最初に、3月14日に提出を受けました新継続可能性評価委員会と、今提出されております修正動議との整合性です。それらについてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、坂口議員の方から、市立病院を望む女性の会の署名の人数、3,500名とおっしゃいましたが、これは、今現在、4,400名の方が、女性の会です、方が署名運動に参加されておることを、今、この場で申し添えておきます。

前段に、質疑の中で、冒頭に矢野議員の方から、この審査に加わられた先生方をご紹介していただきまして、私も、これだけ権威のある先生方がこの野洲病院の持続可能というんですか、そのことについて審査をされた提言書につきまして、今現在出されております修正動議についての整合性をお聞きしたいと思います。

まず、皆さん方、傍聴者の方も、皆さん、既にご存知やと思います。まず、提案者です。新耐震基準法は何年かかるのですか。東館が56年です。ということは、耐震新基準法から外れているということです。調査結果の報告によりますと、療養環境施設設備については、狭隘さ、老朽化が目立ち、中でも、患者のプライバシー、その確保や利便性、安全性の確保、衛生管理などで対策が必要な箇所が多く見受けられる。また、建物は、各所で



経年劣化が見られ、躯体の老朽化、仕上げ材の劣化、設備機器の劣化、それぞれの能力が不足するのが顕著である。特に、今、私が申し上げました東館においては、構造上最も重要視する建物の耐震性がひどく、耐震補強を必要とするが、病院建物の構造、加工が耐力壁等、耐震化を具体化させる上で制約が多いことや、稼働しながらの行為という病院の性格上、耐震補強工事が極めて困難である。また、医療機関としての継続を前提とした場合、稼働しながらの工事という病院の性格上、耐震工事が極めて困難。そういうことから鑑みても、建て替えが必要であるものの、制約の多い現在地の建て替えでは難しい。敷地の拡大も可能であるという提言が出されております。

ちなみに、病床ですね、今日では、一般当たりの病床面積は70平米です。今の野洲病院は52.5平米なんです。これは、どう見ても、絶対的に病床数が少ない。さまざまなことを申し上げておりますが、特に、東館においては、手術室、病棟、放射線、生理機能検査部門、厨房、病院のコア機能が配置されているにもかかわらず耐震性を満たしておりません。仮に、仮にですね、14億円という数字が出ております。これをかけて修繕を行っても、私が先ほど申し上げました、病床の狭隘さというのは解消されません。また、将来的な効果があるという改修には、とてもじゃないが、不向きだということが言われております。

そして、既に皆さん方おわかりだと思いますが、駐車場の問題です。中央線を挟んで、病院本体側と右側の民家側とに2カ所に分かれております。そうしたときに、今のこの場所での市立病院化にして、あのような状態の中で機能を果たせるのか。そういう部分についての明確な回答をお願いします。前回の予算常任委員会の回答、あるいは、ただいま、矢野議員での回答、傍聴者の皆さんも、何を言っているのかわからんというような状況です。ので、明快な回答をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 坂口議員。

○18番（坂口哲哉君） 鈴木議員にお答えいたします。

まず、野洲市民病院を実現する会や市立病院を望む女性の会は、一日でも早く市立病院の開設が早急にできるということを望んでおられます。今、新病院を建設しようとするのは平成32年度に開設ということ。先ほど提案いたしましたように、現野洲病院の病院としての廃止、削減で市立病院の開設するまで、これは、早急にできる問題です。要するに、病院御上会を解散と同時に野洲市立病院をするという、これが同時に解散できる。

そして、東棟の問題でございますけれども、これは、私の考え、1つでございますけれども、今、現に、野洲病院の、要するに、郵便局側に東棟は約90床ほど聞いております。そこに建てれば、東棟はまた潰して、要するに、駐車場にするということができるといことでございます。そしてまた、提言していただいた先生方には大変ご苦労いただいたと思います。誠に、そういったことから、矢野議員にも申し上げましたようなことでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○14番（鈴木市朗君） 坂口議員、新耐震基準法は何年からですか。

○18番（坂口哲哉君） 56年。基準耐震法は56年です。平成……。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 再質問をしたいと思います。

今回は、予算常任委員会と違って本会議場の質問でございます。予算常任委員会なら、今の回答で、まあまあ、何を言うてるやわからんで済ませましたけれども、本会議場での質疑と回答ですので、提案者たるものはよく自覚をして提案していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、この修正案の2ページです。まず、現野洲病院の現在のものの施設や設備を使用して市立病院化すべきと提案いたします。これです。これで行かれるんでしょう。ところが、3ページになりますと、開設当初より一般型の地方独立行政法人で経営していくと。市立で運営じゃなしに地方独立行政法人で運営されるということ。ということは、市立病院じゃないですね。だから、市立病院として地方独立行政法人で運営だけされるんですか。いや、柏木議員に聞いておりません。それは、坂口議員に聞いております。私はわからないので、坂口議員に聞いておりますので、柏木議員、失礼なことは言わないで下さい。

それと、まずは、言えることなんですが、余り人のことは言えませんが、実は、私も、ちょっと全部は忘れましたが、副議長をさせていただいたときに、1年間、野洲病院の理事、経営者として1年間参画させていただきました。その中で、提言書がまとめておる中で、特に、市議会議員が理事として経営に参画していたということであり、これらのことが、自立した病院経営、運営のマネジメントシステムの構築が阻害されてきた1つの要因ではなかろうかということがこの提言書でもはっきりと出ております。でも、私も、1年間、野洲病院の理事をしてきた人間ですから、その責任だけはきっちりと持っていきたくとかように思っております。ですから、こういう件に関して、坂口議員はどのようにお考

えですか。

○議長（市木一郎君） 坂口議員。

○18番（坂口哲哉君） それでは、お答えいたします。

いわゆる開設当初の一般型の地方独立行政法人、いわゆる非公務員型ということですが、市民病院は市民病院、いわゆる公設民営型の市民病院、いわゆる地方独立行政法人ということになります。

それと、病院理事の問題ですから、私は、理事はなっておりませんので、お答えすることはできません。あしからず。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） これ以上、あんまり時間ももったいないことですので、最後に一言だけ、提案者に申し上げておきます。

この提言書の狙いは、今おっしゃいました公設民営という件につきまして、これは、皆さん、お恥ずかしい話なんです、私、昭和63年に議員に当選させていただきまして、その当時の町長さんが、宇野勝さんでした。本当によくできた方だったんです。私が、平成になってから、野洲病院の貸し付けの問題、これも、昭和60年に3億円、昭和61年度に3億円、また、昭和62年度に3億円。ということは、私がまだ当選していない時の話なんです、随分。私が63年に当選させていただいて、その後、その9億円を貸し付けたということで、私も若かったときですから、さまざまなものを町長に質問しました。そしたら、返ってきたのが、今、坂口議員がおっしゃった、いや、野洲病院は公設民営化するんやというような言葉が出てきました。ということは、市が全部お金を出して運営は民間にするというのを、初めて公設民営化という言葉聞いたんです。今、坂口議員がおっしゃった、この公設民営化で本当にこの経営が、市立病院化して経営がなくなるか。修正動議まで出されて、それが果たして実現可能なのか。その辺のことをお考えいたしまして、質疑は3回しかできませんので、終わらせていただきます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 坂口議員。

○18番（坂口哲哉君） それでは、鈴木議員は、野洲駅南口において、病院建設において、収支計画で、これで成り立つとお思いですか。私には、到底無理だと、このように解釈いたします。

ここで……。

○議長（市木一郎君） いや、返答してもらおうか、答弁してから。

○18番（坂口哲哉君） 答弁しました。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時17分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口議員。

○18番（坂口哲哉君） まずは、反問でございますけど、まず、1つ目は、広報やす2月1日号の3ページに、病院運営でふえる一般会計の負担は毎年約1.3億円で市の財政基盤の0.6%程度で賄えるとありますが、市の財政基盤の0.6%程度と言われておりますが、この1.3億円をどこからどうして捻出できるのか明確に回答をいただきたい。

それから、反問2、提案理由の中でも申し上げましたが、駅前に病院建設を反対する市民団が駅前西裏約550人の反対署名を提出され、病院は反対できないが、駅前につくらないでほしいと切実な訴えをされておられ、周辺住民からも、同様に、院内解決を求める声が上がっております。また、一方で、野洲市民病院を実現する会や、市民病院を望む女性の会からは、市民病院の早期実現を求める署名は約1万2,200人から集められておられます。

本来、どうしても聞き入れることができない要因の事案に対しての署名ならば致し方ないと思いますが、私の提案なら、このように多くの方の署名により、双方の訴えをかなえることができます。私は、現野洲病院において市立病院整備を整備することが現段階において最良と考えておりますが、あなたは、約1万2,500人の署名された方の訴えに耳を傾けて、なぜ駅前から出された約550人の方の訴えに耳を傾けないのですか。少数の意見を排除されるおつもりですか。その点を踏まえて、駅前に病院建設を反対する市民団が、駅前の市民が約550人反対しているのはどのように考えているのか、明確な回答をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それでは、坂口議員の反問にお答えしたいと思います。

まず、一般会計からの歳出で0.6%とおっしゃいました。この平成28年度の当初予算205億円でしたかな、市長、予算を組まれております。その中で財政調整基金、9億

円でしたかな、繰り入れしていただいたのは。27年度末の財政調整基金の現在高はどれぐらいありましたか。20億円あったんですよ。財政調整基金という性質上の基金は、長いこと役所に勤められたらこんなことはおわかりだと思いますが、私が申し上げますのは、簡単に論じます。山仲市政に受け継がれるまでは、財政調整基金というのは、もう1億円か2億円までだったんですよ。ほとんど底をついていました。今現在、山仲市政になって、平成27年度末には20億円という財政調整基金が積み残されているんです。その他、多目的基金も必要に応じて積み残されています。ですから、皆さん、財政財政と言うて、これは、皆さん、論じておられますけれども、私は、今のこの状態の中で、財政調整基金、9億円取り崩してもまだ11億円残っているんです。ですから、財政調整基金という性質は、主要目的が、おわかりでしょう。それを、私は申し添えておきます。ですから、0.6%の財政支出に関しては、私は、何ら問題がないものと考えております。

それより、議員の皆さん、まず、市税が、市民に負担をかけないで市税が徴収できる、そういうシステムづくりを議会議員の皆さん方がお考えになられたらどうですか。このすばらしい野洲の地にいながら、さまざまな市民に迷惑をかけないで税収を上げる、そういう手腕をまず考えましょう、皆さんで。違いますか。

そして、また、反対者550名。私は、決して切り捨ててはおりません。ですから、先だって、駅前の方々と、反対されている皆さんと議員との懇談会をしたときに、駅前の副会長さんでしたかな、ちょっとすいません。駅前の副会長さんでしたね。駅前の住民は反対半分、賛成半分やということを、アンケート調査をした結果、そういうような形になっていましたというふうなことをおっしゃっておられました。そして、また、出前懇談会の中で駅前の方々と懇談したときに、その駅前に対するさまざまな環境整備を、このA4の紙で書いておられて、この左端に、駅前の環境整備に関する事項として、妓王井川の排水対策、あるいは、交通渋滞の解消、さまざまなものが3点ほど、上げておられました。それらは、これから取り組んでいく中で解消できる問題じゃないですか。違いますか。妓王井川でもそうでしょう。今、新設工事しています。そして、また、平成30年以降には、雨水幹線を妓王井川上流まで上がってきます。さまざまなその環境問題解決をみんなで力を合わせてやっていかんことには、これは、私は、駄目だと思うんです。そういう点からも、私は、その550人の少数意見は切り捨ててはおりません。それらは断言します。

以上です。(拍手)

○議長（市木一郎君） 続いて、第7番、太田議員。

○ 7 番（太田健一君） 第 7 番、太田健一です。

聞きたいことはたくさんあったんですが、矢野議員や鈴木議員がお聞きしてもらって、ただ、坂口議員の答弁が、皆さんお聞きになって理解はできなかったと思うんです。僕は、全然会話になっていなかったの、改めて、会派の代表でもある立入議員にお聞きしたいと思います。1 点だけお聞きします。

今、最初に提案説明された提案理由の 3 ページ上段のところ、そこで、現野洲病院をそのままの場所で市立病院化すれば、現野洲病院の資産を新市立病院が購入することにより解散手続が進むこととなります。云々かんぬん、その後続くんですが、というふうに書いてあるんですが、こうした内容を当事者である野洲病院の方に確認されたのかどうかを、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 立入議員。

○ 20 番（立入三千男君） 共同提出したという立場で、また、ご指名いただきましたので、私の方から、今、私どもが提案いたしております、現の民間の医療機関、野洲病院を市立化しようというようなことで、私どもの会派ではこのような案を提案しているところでございます。今のお尋ねの、野洲病院に聞き取ったんかという話でございますが、聞いておりません。

しかし、私どもといたしましては、県の市町振興課の方にお聞きをし、このような中古の、中古と言うたら、老朽の病院ですけども、野洲市が買収をして市立化することに起債やら諸々のご了解や同意をいただけるのかなというようなことも確認をさせてもらった中で、中古物件でも、20 万円でしたか、それ以上の金額ならば起債対象になるというような答弁でございました。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○ 7 番（太田健一君） 確認されていないということで、今、県がどうのこうのとかって言われていましたけど、これ、おかしい話ですよ。皆さんも、考えてみたら、1 週間前の、これ、委員会のときも、北村議員が、これ、確認されたときに、確認されていない、野洲病院に。こういった内容、いろんなことを書いていますけど、確認されていないんですかと言われたときにしていないと言われて、あれだけ、1 週間もありましたけど確認もされていない。確認する気がないのかなと思うんですけど。

これ、よそのおうちで、例えば、よそのあるおうちが引っ越ししたいと、駅前に引っ越

ししたいと言われているのに、その引っ越しに対して、本人が言われているのに、それを、いや、引っ越しはよくない、その場で建て替えて住むべきみたいなことを言っていることと同じだと思うんです。野洲病院の方、今日も、野洲病院の方々が何名か来られているのをさっきお見かけしたんですけど、野洲病院の方々は、現在の市の計画、これをぜひ進めてほしいということをおっしゃっていただけます。その言われておられる当事者を置いて、住んでいる方を放つといて、そういうふうにならして建て替え、引っ越ししたいと言われているのに、そこで建て替えて何かしようということをおっしゃっていることと同じだと思うんです。おかしいと思いませんか。その点に関して、改めて、どういうふうにお考えいただけるか、お聞きしたいです。

○議長（市木一郎君） 立入議員。

○20番（立入三千男君） 再度の質問でございますが、これは、執行部としてとり上げてもらうならば、執行部がそのような、野洲病院に聞き取るとか協議をするというようなことをごさいますして、私どもは執行機関じゃございません。

そうした中、私どもの今の提案させてもらっているのは、違う、今、野洲駅南口の市有地に86億円という建設費が要る。そういうような中で、現の野洲病院を市立化し、先ほども言うてるように、市長は、南口で、あの場所で新市立で、そして、直営と。私どもは、野洲病院を買って、独法、今、直営やなしに、市立病院というような位置付けですから、もちろんそれは、買うんですから、そんな中で運営形態、経営形態をそういう独法なり指定管理というようなことで、今の南口の方でも、市長はおっしゃっているように、当面は市直営でやっていって、何年か後には独法、また指定管理というような、今後の方向性をおっしゃっているように、私どもは、最初から、そういう、最初が直営したら、今で言うふうには、職員さん全部、公務員になる。なかなか、今言うように、大津は今そのような状態、大津市の市民病院はそういうような状態になっています。市の病院で職員も市職員です。そういうような中で、独法というような方向性を探っているんですけど、なかなかうまく独法というような中へ持って行かない。そういうような背景もあるということで、私どもとしては、そういう、野洲病院を簿価とかそこらで買っていったら10億円とか十何億円で買えるであろうというような中で、今言うように、今後も、東館の建て替えとかやっていっても半額でできるんやないかと。東館は耐震化できていない老朽館というようなこともありますし、西館、また北館については当面使えるというような、私どもは、そのような理解をしているという中で、今回、このような提案をさせてもらっているということで

す。

それと、私の方、逆に、反問を、ちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど、坂口議員もお話があったんですけども、私どもは、今言うように、2月1日号の広報で載っていたように、2億5,000万円の新たな病院をやったように、財源が、税金を投入しならん。そうした中で、今、現行、1億2,000万円、野洲病院に財政支援していますから、真水分として1億3,000万円がプラスされますよというような市の広報になっていたんですけども、この厳しい財政の中期見通し、5年間で23億円の財源不足、単年度で、今年でも、今8億6,000万円というような財源不足が生じているという中で、そのような、何でも、それは、病院は新しい方がよろしい。そういうような中で、今の1億3,000万円というような、プラス、今の真水分の、それをどうして捻出するのかなと。合併して10年、交付金も1本算定という中で約5億円削られるという、そのような厳しい財政状況の中で大丈夫かというような思いで、私どもとしては、半額、それは、言えば政治的な、私どもは、そのような行政資格を持っているもんやございませんけども、そのような半額程度でそういう病院をできるやないかというような思いでこのようなことをお話させてもらっています。反問に対してお答えいただきたいと思います。

あわせて、もう一点、今の同じことになるんですけども、地元の駅前の皆さんが、なぜここやないとかかんのかと、病院は反対されていません。なぜここやないとかかんのかというような点で、市民の多くの皆さんの、私どもは駅前ではございませんけども、立地の地元の住民の皆さんがそのような声を上げられているということで、特に、共産党の皆さん、住民の皆さんの声をしっかり大事にされるという中で、私は、逆に、共産党の皆さんにお聞きしたいと思います。この2点について答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） それでは、反問を受けましたので、お答えします。

財政に関しては、先ほど鈴木議員も言われていました。皆さんからも拍手が起きていましたけど。これから財政をどうしていくと。厳しいことは、皆さん、承知です。それをどのようにして税収を上げていくかということこれから一緒に考えていきたいと思います。ことをずっと言われています。別に今回初めて言われたわけではなくて。

反対されている方は、財政が厳しい、財政が厳しいをずっと言われています。その引き合に出されたのが、先ほどもちょっと話が出ましたけど、大津市民病院でしたか。話を、いつも、大津は負債を抱えていると言われますけど、あれ、実現する会の際に、福田委



員長でしたっけ、医療の専門家、最前線で、僕らよりすごく詳しい方が、大津市民病院と200床未満の病院は話が全然違いますって一蹴されましたよね。さらに言われました。ここの最初の説明、あなた方が出している説明の中の最初に、国の公立病院改革プランが目指す方向性に則していない内容となっていますと言われてはいますが、これも、実現する会のときに医師の方々が言われました。今、国の動きは大きく変わってきて、200床未満の病院は、地域にとっては、医療を守る上ではすごく大切な中核的病院ということで、そこを守る方向に国が変わり始めているということを言われていました。お聞きになっていたと思います。

そのように、財政財政のことを言われるんですけど、その対案を示して下さいということに対しては示さずに財政が厳しい厳しいだけをずっと言われています。言うて、いや、まあ、いいですわ、言うてはりますわ。うん。本当にそのことを言うてはります。言っています、そこ。

それと、今、市が提案されている、市としての財政出動、公立病院としてすることに對する、ちょっと額は詳しいとこまで、ちょっと今、書類をここに持ってないんですけど、出していくということに関しては、僕らは、今現時点でも、医療を守るために野洲病院への財政出動もしていますし、そこに多少上乘せがあったとしても、今、大きな問題は、今回否決になったら、何度も、僕、言っていますけど、医師の確保ができなくなると。今、滋賀医大、京大との、その信頼関係というのが崩れたものを取り戻しているところで、これがもう一度否決されたら、医師の確保、できない。病院を運営する上で医師がいなければ病院は運営できません。そういった意味で、野洲病院そのものが、仮に、今回、否決されて、野洲病院そのものが存続できないということを本当に危惧されて言われていました、医師の方々が、地域の方が。言われていました、皆さん聞いていましたよね。なくなると、そういう事例もあるということも言われていましたけど、そういった、本当に危機的な状況、そこを、まずは一番踏まえて、市民病院ができひんでも大丈夫なんじゃなくて、幾らか財政支出を、負担をしたとしても、地域の皆さんの医療を守ることというのはすごく大事なことです。命と健康はお金じゃないですから。そこが一番だと思います。まずは、それがあっての話だと思うんです。

と、駅前の方々、反対されている方々の、僕も懇談会に参加していたので意見は聞いていますし、別に、駅前だけではなく、郊外という言い方もあれですけど、野洲市内全体の中でも反対されている方も、場所に関してであったり、運営方式に関してという方も、確か

におられます。その声を聞いています。でも、私たちも、いろんなところで不安なところがありました。でも、それは、今まで4年半、議員の中での話し合いであったり市長の説明であったり、細かく、毎回毎議会、遅い時間まで説明されているのを、耳にタコができるぐらい聞く中で、例えば、駅前の方々が心配されている排水対策のことであったり交通渋滞のことであったり騒音のことであったり、さまざまなことが、皆さん、不安に思うから、そういった面で駅前じゃない方がいいということをおっしゃっています。

でも、それに対する答えを市長が一つ一つ答えている内容に関して、僕は、すごく納得しましたし、そうした、不安になって反対されている方々に説明する、それを。例えば、排水対策に関しては、JRの下を抜くということも、協議も決まりましたし、病院の時期に合わせてできるものではないということでしたけど、駅前の排水ということが今後進んでいくということが現実には始まっている。渋滞に関して、通勤の渋滞と病院に来られる方の渋滞、そういったものは、時間帯がずれているから問題ない。現に、今、野洲病院の前がすごく渋滞しているのも解決する。そういったことも、説明を受けていることを、逆に、反対されている方々に説明してあげて、大丈夫なんですと。さまざまな課題はありますが、そこを一緒になって解決していきましょうということをするのが、何より、僕、大事だと思うので、反対されている駅前の方々の意見を全く無視しているわけではありません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） じゃ、続けてしゃべらせてもらいます。もう最後なので。

僕、思うに、今回、この修正動議が出されていますけど、これは、前回否決されたときに、何も言わずに反対されて、代案として、代案出せと言われることで出された代案だと思うんです。なので、僕が初めて読んだときに突っ込みどころが満載やなと思いました。今、鈴木議員がされた質問は僕も思っていることです。

要は、つくられている内容が、当事者の野洲病院を放ったらかしにしといて、何か、ただ単に思うことを絵に描いたという内容になっている。根拠がないんです、本当に、その書いていることの根拠。その根拠を、今回、僕も含めて3名の議員が根拠を示してくれということを質問させてもらったんですけど、その答えが1つも明らかになっていないと思うのは、議員だけじゃなくて市民の皆さんも感じておられることやと思うので、本当に、そこをしっかりと説明してもらって、することもないですし、今回、こんなに多くの皆さんが来られています。多くの市民の方々、多く署名をされて活動されたということを受けと

めてもらって、それを議員として代弁するのが僕らの役目やと思うので、そのことを重く心に受けとめて、この後、採決もありますけど、判断していただきたいと思います。質問ではないので。

○議長（市木一郎君） 答弁要らない。

○7番（太田健一君） 要らないです。

○議長（市木一郎君） 立入議員。

○20番（立入三千男君） 今の厳しい財政状況というようなことでお話させてもらっている。先ほどもお話が出ていた同じ様な話を2編も聞きたないわという話かもわかりませんのやけど。

今年度、財源不足という中で、普通会計、一般からの財調取り崩しで9億円、そして、地域振興基金から4億5,000万円、そして、土地開発基金から2億6,000万円やったか。要するに、16億円ぐらいの貯金を取り崩して今年度の28年度予算をやっている。これは、私は、今、市民の皆さんに、声を大にして、あすの財政、今、このような厳しい状況に置かれているんですよというようなことで訴えを申したいと思いますし、それと、病院を要らん要らんというようなことやございません。

そんなもん、病院のは、今日まで野洲病院が果たされてきた中核医療機関というような役割、非常に重要なところでございまして高く評価もさせてもらっているということですが、厳しい状況下の中で、財源が少なくて、財源が少ないということは、将来にわたって、今の市民の皆さん方からの負担が少ないというようなことを踏まえて、いろいろ、県やいろんなところへ聞かせてもらって、野洲病院というようなこの様な案をうちの会派として考えてきたというようなわけがございまして、それと、先ほどもお話があったんですけども、3月14日に出されました支援継続可能性評価委員会、これは、今日までずっと野洲病院に1億数千万円、1億8,000万円とか1億7,000万円、最近では1億二、三千万円が単年度で毎年支援をしてきていると。そういうような中で、今後は、そのような支援はいかなものかというようなことで、この評価委員会では、私は、出されたというような思いをしていますから、支援をするのと野洲病院を買い取るというのとちょっと違うんですけど、今の言うてるように、説明をし、私の答弁といいますか、発言を終わりたいと思います。

○議長（市木一郎君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

(午後 2 時 4 5 分 休憩)

(午後 3 時 0 0 分 再開)

○議長 (市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の方をお願いを申し上げます。会議中は録音をしておりますので、静粛をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、ただいま議題となっております議第 2 号から議第 1 2 号まで、議第 2 1 号から議第 3 2 号まで、議第 3 4 号から議第 4 1 号まで、及び議第 4 4 号、並びに請願第 1 号から請願第 3 号まで、並びに、議第 2 号に対する修正案平成 2 8 年度野洲市一般会計予算他 3 5 件について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 0 1 分 休憩)

(午後 3 時 0 4 分 再開)

○議長 (市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

なお、議第 2 号原案及び議第 2 号に対する修正案については、一括して行います。

また、議第 2 号に対する討論の順序については、修正案は原案に反対の意見表明であるため、討論は、まず、原案に賛成する者から行い、次に、原案に反対で修正案に賛成する者、原案に賛成する者の順序で行います。

それでは、まず、議第 2 号原案及び議第 2 号に対する修正案について、第 1 番、北村五十鈴議員。

○1 番 (北村五十鈴君) 第 1 番、北村五十鈴です。

議第 2 号平成 2 8 年度野洲市一般会計予算原案に賛成します。

最初に、病院関連の議案が過去 2 度の否決を受けながらも 3 度目の正直として本定例会にこうして提出され、私も、賛成討論に立てたことは、多くの団体や市民の皆様の叱咤激励、後押しがあったからだと心から感謝しております。

今回の新病院問題、始まりは、もう 5 年前になります。跳び箱にたとえるなら、1 段目から丁寧に 5 年間かけて討論、議論を積み重ねてきました。もちろん税金を使ってです。そして、今回ようやく 5 段目を跳ぼうとしていました。しかし、反対議員は、また 1 段目

から跳ぼうと言います。既に決まっている立地や形態はだめ。それに、財政も心配。市長に対する論点を置きかえた感情論や駅前課題。あげくには、もう一度考え直してはどうかと言われます。しかし、反対議員も、反対の市民の皆様も、誰一人として、病院は要らないとおっしゃらない。不思議だと思いませんか。病院が必要ないなら理にかなった反対ですが、全員が必要だとおっしゃるのなら、市はどこかに病院はつくらないといけない。反対議員の代案は出ない。そこで、市は具体的なプランに入りました。そして、積み上げてきたのが、駅前で直営でという答えでした。

では、先ほどの反対理由に戻りたいと思います。その中で1番に消去できるのは、財政の心配です。それは、これまでの市長の実績、特に、マネジメント能力を見れば一目瞭然で、自信がなければ提案もされなかったと思います。

次に、駅前課題ですが、この課題は、病院とは関係なく粛々と進めていかないといけない事業で、これからも丁寧に地元住民に対する説明が必要です。

次に、形態ですが、これも、最初は直営ですが、計画ではいずれ独法にする考えがあると発表されています。

残るのは、2つ。感情論に関してですが、あえて賛成討論ですので、言わせていただきます。これは、正直、わからなくもありません。市長は、大阪弁で言うところの、少しいらち、少しかみつき過ぎて言わなくてもいいことまでおっしゃるので、ご自分からややこしくしておられるところが見受けられ反感につながっているのではないのでしょうか。ただ、命を守る領域から言えば、これくらいの小さくせは反対する理由には値しないと理解します。

最後に、一番多かった反対理由です。どうして駅前なのか。このことに関しては、どの懇談会でも答えは、もう決まったことだからというのが大筋でした。では、その決まった理由の中身を振り返ってみますと、概要は、駅前だから通院、介護、お見舞いにも便利、医師が確保しやすい、市有地だから開業までの時間がかからないという答弁だったと思います。

ただ、反対議員にご理解いただいていないのは、もっと他にも理由があったと、私は、捉えています。その本質はワークショップで発表されました。しかし、今から思えば、反対議員はほとんどワークショップには出席されていませんでした。ワークショップでも、最初、多くの方が駅前の病院には疑問を持っておられました。しかし、回を重ねるごとに賛同者はふえ、最終的には、駅前の自治会からのプラン提案もあり、それを総合的にまと

めて発表いただいたのが、近大の松岡教授を中心とした基本計画でした。

ここからは、私の分析も含めて聞いて下さい。もともと、長い間、手つかずで空き地のままだった駅前市の市有地問題。次に、現野洲病院からの白旗。そして、野洲市の最大の課題、言うまでもなく少子・高齢化に伴う人口減少問題です。この問題は避けては通れない難題中の難題で、例えば、登り切ったジェットコースターの先頭車の前輪が今にも下りに差しかかかっていて、本当はあつと言う間に襲ってくる課題なのに、危機感をお持ちの方は少ないようです。

昭和の初め、日本の人口は約6,000万人でした。1億人を越えたのは昭和45年、そして、以来50年がたち人口は減り始め、平成100年には5,000万人まで減ると将来人口の推移が出ています。だとしたら、70年後の野洲の人口も約半分の2万5,000人になります。人口が減ってもいいという方もおられますが、問題は、数ではなく年齢分布で、以前の2万5,000人は正三角形でしたが、これからの2万5,000人は逆正三角形になります。そんな時代が今生まれた子どもたちに降りかかってくるのです。

だから、早期発見されている課題に早期治療をと考えた治療方法の1つが、駅前を健康ゾーンと位置付け、その1つが病院、広場を囲んだ商業複合文化ゾーンとしたのです。市が考えているのは、駅前開発ではありません。開発ではなく融合、まちが生き残るための融合なのです。これこそが野洲市の地方再生ではないでしょうか。だから、ビルを建て企業を誘致して箱ものでにぎわいのあるまちをつくらうとしているのではなく、人が集まる中から生まれるにぎわい。きっと野洲市のピンチを救ってくれる、引っ張ってくれるエンジンに、核に、新病院がなると位置付けたのです。病院だけの問題なら郊外でもよかったと思いますし、根強く言い続けている、駅前は森のような公園にしてというプランの絵も描けたと思います。しかし、もう、そんな時代ではなくなり、新しいまちづくりを柔らかい頭で受け入れないとまちは斜陽していき、いずれ消滅してしまうのです。

そして、もう一つ、急がないといけない課題が、先日の医療関係者の進言です。救える命があるのに、このまま時間がかかり過ぎては、取り返しのつかない間違いを2016年の野洲市議会はすることになります。野洲は奇跡のまちになって、この先50年も5万人の人口を維持しましょう。それには、市民全員の協力と助け合い、譲り合いの精神が必要です。私たち議員が改選されても、市長が代わっても中核医療は必要です。新病院は、市民の健康や命だけでなく、野洲市の命もきっと守り支え続けてくれると思います。健全な経済なくしてまちは持続できません。民間の事業ノウハウが官にも必要だと言われますが、

それは、どちらも必要で、もうからなくても弱者でも人として幸せになっていただくことに一緒に努力しそばに寄り添うことができるまちにならないと、間違いなく、人は集まらず収入減はとまらないと思います。健全な経済とは、住みたくなるまちをまずつくることではないでしょうか。そして、議員の仕事は、どんな時代も、ふるさとを守り、まちの将来を常に考え、市民の幸せを自分のことよりも優先しないといけないと思います。

反対議員の皆様、どうか、中には体を壊してまで集めて下さった1万3,000余りの署名の向こうには、私たちが信じて市政に送り出して下さった市民がおられることを忘れずに、必ず病院を望む市民の思い、純粋に応援して下さっている医療福祉関係の皆様のお熱い思い、それから、病院問題だけでなく広くまちづくりの観点からも、私たち議員には決断が必要です。どうぞ、議員の皆様、全員の賛成可決をお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、ただいま議題となっています議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対する修正動議について、賛成の立場から討論します。

議第2号平成28年度野洲市一般会計予算には、(仮称)野洲市立病院整備のための基本設計業務等に関する予算が計上されています。そして、市は、その市立病院の立地場所を野洲駅南口市有地、経営形態を当面市の直営方式として、これ以外の選択肢はないとして病院整備を進めようとしています。市が提案している計画では、病院開設の許可について書類を整えば許可されると考えられていますが、起債同意については、現在の市の財政状況から見てかなりハードルが高いと予想されます。

また、立地場所である野洲駅南口市有地については、豪雨時の排水対策が不十分であることや、雨天時に交通渋滞が発生するなどを理由として550人にのぼる住民の反対署名が提出されると共に、周辺住民からも同様の問題解決を求める声が上がっています。

また、経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが目指す方向に則していない内容となっています。基本計画については市立病院整備の基礎をなすものですが、これを進めるに当たっては周辺住民のご理解を得ることが、まずは、必要不可欠であると共に、社会情勢の変化や国の動向などの外的要因に対しても慎重に対応する必要があります。

今回出されました平成28年度野洲市一般会計予算に対する修正案には、これら諸問題を解決でき得る現計画に対する代替案が示されており、また、修正の内容についても、新病院整備にかかる予算のうち需用費や旅費、交通費、そして、負担金を除いての修正をさ

れていて、多くの市民が望まれる、野洲市の中核的医療機関として市立病院を整備し、当初より非公務員型の独立行政法人で運営するという内容であり、東館の建て替え等とあわせ、市は、提案されている代替案が早期に実現できるよう、現計画の見直しをしていただくことを望み、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対する修正動議についての賛成討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 日本共産党市議団を代表して、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対して賛成の立場から討論をいたします。

現在、市民の暮らしや営業は深刻な事態であります。安倍内閣が最重要政策としてアベノミクスの効果なるものは、国民の大多数に実感なく、それどころか、雇用と賃上げ、暮らしと地域経済でも一層深刻な事態が広がっています。デフレ脱却と賃上げが目玉のアベノミクスと言いながら、実質賃金は下がり続け、今春闘でも空前の利益と内部留保を持つ大企業は、昨年の賃上げの額すら出していません。雇用でも、正規雇用が減り、若者を中心に非正規雇用の拡大、増大の一途であります。その結果、今、ワーキングプア、子どもの貧困率は、政府の調査でも16.3%にも達しております。本市でも、小中学校の就学援助を受ける児童生徒が11.4%にも達しており、生活保護受給世帯も過去最高の水準となっています。さらに、追い打ちをかけるかのように、消費税8%増税以降、消費の落ち込みと地域経済の疲弊が顕著であります。加えて、そもそも、安倍内閣が主張していた消費税増税は全て福祉、医療のための財源と言いながら、実際は大企業の減税財源とされ、その一方で、国民に介護保険の要支援1、2を保険から外すことや年金引き下げなど、社会保障や医療が切り捨てられ市民の暮らしを脅かしています。

以上が、市民の置かれた暮らしの実態であります。このようなときだからこそ、市政運営は市民の暮らしを守るものでなくてはなりません。同時に、地方自治体の予算は限られたものであることは事実であります。市民の大切な税金は市民の暮らし優先で編成されることが求められています。

以上の点から、この間、市民から寄せられました切実な要求、及び今議会での議会議論を踏まえ、本予算を検証し討論をしたいと思います。

本予算の特徴は、市立病院整備推進事業費8,185万2,000円を計上され、このうち設計委託料として5,496万7,000円、事業委託料2,572万3,000円です。今回の提案は、昨年3月定例と11月の臨時議会で市長が提案されましたが、



2度にわたり否決されたことによります。この否決に対して、今年1月、市自治連合会が、関連予算再提案と早期整備を求める要望書が市長に提出されました。同じく、医師会や社会福祉協議会、福祉団体など9団体が、自治連合会と同様に、新病院の早期整備を求めて市議会と市長に要望されたものであります。さらに、市内女性団体有志の会や、また老人会など、市民団体の皆さんも市議会に強く要望され、今議会に野洲市民病院を実現する会からは約8,700筆、女性団体からは追加も含めて4,400筆の市民の署名を添えられ早期整備を求められました。議員OBの皆さんからは、現職時代の党派を超え、早期整備を求める請願も出されました。

まずもって、多くの市民の皆さん、団体が野洲市には病院は必要、なくさないで、整備してほしいという、この切実な願いに応えるのが、私ども市議会、議員の大切な役割であり仕事であります。現野洲病院は、年間、通院、入院で延べ15万人が利用しています。まさに野洲市の中核的医療機関であり地域医療を担っている病院であります。この病院がなくなるとすれば、現病院の役割を引き継ぎ、市民の命と健康を守る市立病院の整備はどうしても必要であります。これは、現野洲病院の医師と職員の皆さんと、そして市民の思いであり、この思いと願いが早期整備を求める運動に広がったものであります。

この間、議会議論では、病院整備そのものは否定しないが、財政上や建設地で懸念する意見がありました。しかし、新病院の整備は、これまで4年を超える期間、専門家と市民、また、議会の議論の中で、市立病院の整備を行う、駅前での建設は多くの市民の総意となり、これに沿って基本計画が策定されたものであります。もちろん、本議会でも指摘されましたように、引き続き、市民の皆さんに一層説明と理解を深め新病院の整備を進めることは言うまでもありません。

同時に、大事なことは、今日、政府は、公立病院改革と称して公立病院の経営の効率化を求め、統合、再編、病床削減や財政措置の抑制策を進めています。この中で、地域医療をなす公立病院は、いわゆる不採算部門であります。一方で、民間にない公立病院ならではの医療サービス提供や、市民の要望が真っ直ぐ届けられるものであります。その意味では、今、市民の命と健康を守る医療施策を進めることが自治体に求められており、新病院整備計画で市内開業医との連携による後方支援、高齢者医療、また、これまで野洲市になかった病児・病後児保育の整備や、2カ所目の地域包括ケアセンターも計画されるなど、公立病院ならではの医療・福祉サービスが行われるものと思います。

以上、本予算の新病院の基本設計費計上について述べましたが、2度の否決に対して、

「循環バスを利用して通院しています。病院がなくなればどうしたらいいの。なくさないで下さい」など、切実な声が寄せられています。人口5万人の野洲市にとって新病院の整備は切実な願いであり、そのための基本設計予算計上は必要なものと考えます。

次に、その他の予算について述べます。これは、補正予算で可決されたものでありますが、国の地方創生加速化交付金の活用により、本市では、この交付金を活用して琵琶湖の保全と活用、及び人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換の事業を進められようとしています。計画の事業そのものは採択されるか否かの問題ではありますが、必要なものについては確実な推進を求めるものであります。

しかし、国の進める地方創生そのものの問題点と課題を確実に押さえることも重要であります。そもそも、今日の人口減少や地方の疲弊は長年の自民党政治がもたらしたものではありませんでしょうか。にもかかわらず、政府は、抜本的な対策を行うことなく、1億総活躍社会に向けた緊急対策として、地方自治体に対して国が認めた優れた特徴的な事業には交付金を出すというものであります。つまり、自治体が自主的に考える事業に条件が付けられています。これは、政府の責任を放棄し、なおかつ、地方の自主的な地方創生そのものを否定するものであり、このことを踏まえ、この事業の制度改善を政府に求めることが必要であろうかと思えます。

次に、先にも言いましたように、市民の暮らしの現状は深刻であります。本市の場合、経済的困窮や社会的孤立による生活困窮者に対して、仕事、生活、借金などに対する相談、支援を行うパーソナル・サポート・サービスを実施しています。新年度予算でも重点予算と位置付けられており評価するものであります。今日、個人の努力だけではどうにもならない社会であり、ともすれば、政府は自己責任を求めているかのような施策を進めていますが、これは、明確な政治の責任であります。一層の施策推進を求めておきます。

また、学童保育の入所条件は、これまで祖父母同居の場合、入所を認められませんでした。新年度からこの条件を外すことになりました。これは、今日の働く世帯と保護者の社会実態を反映するもので評価したいと思えます。

さらに、本市の場合、国民健康保険税の滞納者に対する資格証明書が一律発行されました。これをやめ、十分実態調査をし、このようなことをなくしていくとされました。これは、評価できると思えます。しかし、本市の場合、国民健康保険税や介護保険料は極めて高く県下でトップクラスです。取り分け、国保事業では、一般会計からの法定外繰り入れを原則なくし、国保税を高いものとしている要因となっています。国保会計への一般

会計からの繰り入れは、決して保険間の公平を犯すものではなく国民皆保険制度のもと必要な措置であり、今後、繰り入れを進め、高い国保税の引き下げを進められることを求めます。

乳幼児医療費の問題では、今議会で指摘しましたが、滋賀県は、平成28年度から一部負担金500円を県が負担することになりました。これにより、本市が負担していた分1,200万円が軽減され、また、国保のペナルティがなくなることにより70万円、合計で約1,300万円が軽減されます。もともと1,300万円は本市の財源であり、この分を医療費負担軽減に充当すべきものでありますが、予算化されませんでした。医療費の無料化は、これまで約6,000人の署名が寄せられており切実な願いであります。今後においては、この願いに応え、充実を求めておきます。

最後に、公正で民主的な行政の推進についてであります。これまで年次計画で進めてこられました同和行政における個人施策は28年度から全て廃止されました。これは、地元の方々との協議の積み重ねであり評価するところであります。しかし、部落解放・人権施策確立要求びわこ南部地域実行委員会での活動や、一部の運動団体に対する補助や負担金支出など不十分な面があります。これは、行政の民主主義の問題であり、今後、見直し、廃止へ進められることを求めておきます。

以上、市長におかれては、最高責任者として、引き続き、市民の切実な願いに応え、早期に病院整備を進められ、今指摘しました点を考慮していただき施策に反映されるよう要望して、一般会計の賛成討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算原案に対しまして賛成の立場から討論を行います。

平成28年度野洲市一般会計予算については、厳しい財政状況の中、的確に市民ニーズに応え、新規事業にも積極的に取り組んでおられ、全体的にはバランスのとれた予算となっており、それぞれ年度内に各事業を終え、その効果を期待するものです。

この予算には、野洲市立病院整備関連予算も含まれており、市立病院整備については、これまで各種検討委員会等を経て、平成27年3月31日には基本計画の策定を行い、さらに、計画の精査、見直しの後、基本設計委託費及び基金条例案が提案されましたが、根拠が明確でないまま2議案とも否決されました。

しかし、その後の議会と自治連合会等との懇談内容から、市長は、市民の健康と生命を守るための中核的医療機関の必要性を確信したとし、今議会に三たび提案を行いました。これと時期を同じくし、市民や関係団体が1万筆を超える多くの方々の署名を持って、議会に対し市立病院整備の早期実現を求める要望を行って来ました。去る3月16日の全員協議会で示された県との協議議事録からでは、全く協議の入口のようであり、このまま基本設計に入ると、基本設計委託他に要する費用9,185万2,000円が無駄となる可能性もあるので、県関連部署とは十分な協議を望むものです。

先の代表質問で市長に県の内諾を受けているのかと尋ねたところ、内諾なりを得るには基本設計が必要との答弁がありました。基本設計は基本計画に基づいて行うものであるため、基本計画で十分説明できるものと判断します。そして、現在も担当者レベルで協議中とのことであり、ヒアリング資料も提出段階にまで来ているとのことでありますが、これまで進めてきた病院整備のために投入した約3,000万円近くの経費を無駄にしないためにも、また、本日も多くの傍聴の方の思いをくんでいただき、新病院整備をなし遂げるという強い意思のもと、県の関係部署へのさらなる丁寧な説明と協議を行い、新病院開設へ向けての内諾を得てから予算執行することを要望いたします。市長の真摯な対応に期待したいと思います。

以上、市立病院設計委託費執行に当たっての要望を行い、平成28年度一般会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対しまして賛成討論をさせていただきます。

昨年末に市長に対しまして、公明党といたしまして平成28年度予算要望をいたしました。これを受けまして、山仲市長は議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に随所に予算要望をとり入れていただきましたので、平成28年度予算に対しまして賛成といたします。この予算要望につきましては、私、ホームページに掲載しておりますので、また検索をお願いいたします。

ところで、先ほど議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対しまして一部修正案が出ましたので、これに対しまして反対討論をしておきたいと思っております。

この修正案につきましては、昨年末に全会一致で予算を付けまして、野洲病院支援継続可能性評議委員会に委託いたしまして検討していただきました。野洲病院支援継続可能性

に関する提言書を3月14日に野洲市に提出していただいたところであります。

このメンバーにつきましては、先ほど質疑もさせていただきましたが、もう一度確認の上で紹介させていただきます。学識経験者から、京都大学大学院医学研究科医療経済学分野の今中雄一教授、立命館大学の理工学部建築部都市デザイン学科の及川清昭教授、また、専門的な知識を有する方からでございますけれども、益川総合法律事務所から原田未央子弁護士、さらに、梅山公認会計士事務所から田中正志公認会計士、税理士のかが、この平成28年2月18日、さらには3月14日の2回に分けて審議していただき、このたび、提言していただいたところでございます。詳しくは、説明は省きますけれども、この結論からの提言におきましては、今後、野洲市からの野洲病院に対しての財政支援を継続することは妥当であるとは評価しがたいとされておるわけでございます。

この動議におきまして、一部修正案はこの評議委員の評価に耳も貸さずに勝手にできない構想を立てておられます。本気で市民の安心・安全を考えておられるのであれば、せめて、例えば、首長に対しまして、東館の耐震化の、これ、予算提案はできませんけれども、予算要望ぐらいは出すべきであると考えます。それもしないまま、この提案は余りにも市民の皆様に対して失礼な提案であります。何をされようとしているのか、市民の皆様に理解できないのではないかと思います。

したがって、私といたしましては、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対する賛成討論といたしまして、また、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算に対する一部修正案に対しましては反対討論といたします。

○議長（市木一郎君） 続いて、議第34号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 第7番、太田健一です。

議第34号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回の条例改正は、保険税算定基準の所得の高い世帯に対する限度額の引き上げにより、実質的には所得の低い世帯には優遇措置になるとの説明でありました。委員会での質疑では、限度額引き上げによる影響額は416万円で、低所得者世帯への2割から5割軽減の判定基準の引き上げによる146万円がマイナス分となり、低所得者への負担軽減となることでありました。

しかし、所得の高い世帯へのそれ相応の負担や低所得者層への負担軽減は理解できますが、限度額引き上げによるボーダーラインの方々の世帯にとっては重い負担となります。

そのボーダーラインの方々の所得は750万円を超えたあたりの148世帯とあり、多くの世帯が影響を受けることとなります。

そもそも、この国保制度の大きな問題点は、国の負担割合を減らしてきたことにあります。さらに、応能割と応益割を5対5としていることでありまして、限度額というやり方では、富裕層に対するそれ以上の負担はないというところに課題があります。本来ならば、社会保険のような、企業と本人の割合が5対5と、企業側の負担割合も大きく所得割の率だけとなっていることから、公平にするならば、国の負担割合を以前に戻して、保険税の算定基準も所得割だけで行うべきであると考えます。

以前の野洲町時代は、所得割、応能割、対平均割、対均等割、これ、応益割になりますが、のうち、応能割7対応益割3で行っておりまして、低所得者の負担も少なく、法定減免も2割から5割ぐらいまであったと聞いていますが、このように応能割5対応益割5の国方針に従わないと法定減免に対して国からの交付金が打ち切られるという措置になり、地方自治体は国の基準に変えていきました。しかし、低所得者の負担が大きく低所得者の対応がふえてきたことにより、5割減免を7割減免まで拡大が図られ、現在の制度に至っています。

こうした状況の中で、国保税が以前行っていた法定外繰り入れも廃止し、県下でもトップクラスの高い保険税であります。被保険者にとっては重い負担となっています。根本的な制度改正を国に対して求め法定外繰り入れを復活させることによる負担軽減を行うべきであり、限度額の引き上げによるボーダーラインの世帯の方々への負担強化を行うべきではないと考えます。

以上、議第34号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論とします。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

まず、議第2号に対する、坂口哲哉議員他4名から提出された修正案について、採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号平成28年度野洲市一般会計予算については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号平成28年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号平成28年度野洲市下水道事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。



(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号平成28年度野洲市土地取得特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号平成28年度野洲市水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号野洲市行政不服審査会条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市行政不服審査関係手数料条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。議第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号野洲市情報公開条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２６号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２７号野洲市行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２８号野洲市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君）　起立全員であります。よって、議第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２９号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２９号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第30号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 起立全員であります。よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第35号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第36号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第37号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号財産の譲与について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第38号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第39号市道路線の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第39号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第40号第三次野洲市人権施策基本計画の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第40号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第41号野洲市教育振興基本計画第2期の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第41号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第44号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、  
採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第44号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号(仮称)野洲市立病院の早期整備促進を求める請願書について採決いたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願書について採決いたします。

総務常任委員会委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これより、原案についてお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号T P P(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書の提出を求める請願書について採決いたします。

環境経済建設常任委員会委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第3号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(市木一郎君) 到着席願います。

起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決定しました。

議第45号を日程に追加し議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議第45号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(市木一郎君) 追加日程第1、議第45号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆様方には、ただいまは、本会議におきまして、当初提案いたしました議案につきまして全て熱心かつ慎重にご審議の上お認めをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日追加で提案いたしました議案の提案説明を申し上げます。

議第45号平成27年度一般会計補正予算(第9号)につきましては、繰越明許費を定めようとするものです。主な内容としましては、国の補正予算措置に対応して事業実施期間を考慮の上予算を繰り越すこととなります地方創生加速化交付金事業や、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業などや、年度内の事業完了が見込めないことから翌年度に予算を繰り越す必要がある篠原駅周辺都市基盤整備事業や道路維持補修事業などがあります。その他、当初より予定された事業実施期間との関係から繰り越すこととなります野洲駅北口の歩道橋整備事業などを内容とします野洲駅周辺都市基盤整備事業や中主中学校の武道場の非構造部材の耐震化を内容とします中学校非構造部材耐震化事業など合計12件の事業、総額では5億3,568万1,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、補正予算の提案理由の説明といたします。ご審議の上、ご採決をお願いいたします。

○議長(市木一郎君) これより、ただいま議題となっております議第45号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号については、会議規則第39条第3項の規定



により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議第45号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第45号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第9号)について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議第45号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後4時04分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書第1号から意見書第6号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第6号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第2)

○議長(市木一郎君) 追加日程第2、意見書第1号から意見書第6号までT P Pの批准・発効をせず撤退を求める意見書(案)他5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号及び意見書第2号について、第9番、東郷正明議員。

○ 9 番（東郷正明君） 第 9 番、東郷正明でございます。

議題であります、第 1 号意見書の T P P の批准・発効をせず撤退を求める意見書の説明をいたします。

そもそも、この T P P 交渉の中身が国民に明らかにされないまま秘密交渉が行われてきました。国会でも、重要 5 品目については除外するという事で国会決議がされています。この国会決議を無視して批准・発効することは、憲法違反は明らかであります。

また、2012 年の自民党の公約では、「ウソつかない。T P P 断固反対。ブレない」と、こんなすばらしい公約もされています。

以上のことから、T P P 批准はすべきでなく、撤退を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

2 つ目に行きます。

意見書第 2 号の地方創生の枠組みを見直し地方自治体への権限強化を求める意見書に対して、説明をいたします。

今、地方自治体に求められているのは地域再生であり、地域に根づいた中小業者や農家、協同組合、N P O などを元気にすることによって地域内の経済循環を大切に開発的な地域づくりで地域の再投資力を高めていくことが重要となります。

しかし、政府の地方創生はこれに逆行するものとなっています。従来の企業誘致と公共事業頼みの地域振興策の限界が明らかでもあるにもかかわらず、その枠組みを根本的に転換することなく、交付金などを使った政策誘導が進められようとしています。政府の地方創生の最終的な狙いは道州制の推進であり、T P P によって多国籍企業が働きやすい社会へと変革させ、憲法改正による戦争ができる国づくりによる軍需産業の参入など、安倍政権の後ろ楯をしている財界やアメリカの圧力が大きく働いていることは明確です。政府が担うべき役割を明確にして自治体が自主性を持って地域の実情を踏まえた施策の実業展開ができるような仕組みづくりや、地方への権限を与えることによって地域の再生や活性化につながっていきます。よって、地方創生の枠組みを見直し、地方自治体への権限の強化を国に対して求めます。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議長（市木一郎君） 次に、意見書第 3 号、及び意見書第 4 号について、第 8 番、野並

享子議員。

○ 8 番（野並享子君） 意見書第 3 号、大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）について説明をいたします。

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故から 5 年がたちましたが、今なお深刻な事態が続いており、廃炉への道も大変厳しい状況となっています。そもそも、原子力技術が本質的に未完成、放射性廃棄物の処理方法も確立されていない。また、日本が世界有数の地震・津波国である。にもかかわらず、原子力発電所を建設、推進をしてきました。今、福島原発事故の原因も明らかになっていないにもかかわらず、原発の再稼働が進められようとしています。

3 月 9 日の大津地裁の判決では、高浜原発 3・4 号機を運転差し止めの仮処分を決定いたしました。決定内容は、関電は、高浜 3・4 号機を運転してはならない。住民の人格権が侵害されるおそれが高い。関電は、安全性の説明を尽くしていない。福島原発事故を踏まえた地震や津波対策、避難計画に疑問が残る。避難計画は、個々の自治体に任せるのではなく国の主導でつくるべきである。甚大な惨禍と発電の効率性は引きかえにはできないと断じました。若狭湾の原発銀座から野洲は 60 キロ圏内にあります。北風の吹く今ごろでしたら 1 時間で野洲に放射能が飛んでくるという、そういう位置関係にあります。また、琵琶湖の水は近畿 1, 500 万人の飲料水であるだけに、福島原発事故の教訓と被害の深刻さを踏まえ、大津地裁の判決を踏まえた対応をされることを求めるということで、2 点、検証として出します。

原発依存のエネルギー政策を見直し、自然エネルギーの開発と普及促進、低エネルギー社会への転換を図ること。それと、二つ目が、原発の再稼働は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

意見書第 4 号、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書（案）について説明をいたします。

この治安維持法、1925 年に制定され、その後、改悪をされました。私有財産を否認する、全ての結社や個人の言論、運動を犯罪ということで、死刑を含む重罪に処するという、国民を侵略戦争にかきたてるための悪法でありました。治安維持法は敗戦と共に廃止をされましたが、廃止までの 20 年余で逮捕された者は数十万人に上り、検挙者は 6 万 8, 274 人、拷問により虐殺された人は 93 人、獄死した人が 400 人に上ってお

ります。治安維持法で滋賀県出身者、関係者の方々でも68人にも及んでおります。また、ドイツやアメリカでは謝罪と賠償を行っていますが、日本では何らの謝罪もしない、補償もされず今日に至っています。

このことに関しまして、国が治安維持法が悪法であったと認めること。2点目が、国が治安維持法犠牲者に謝罪し賠償を行うこと。3点目が、国が治安維持法による犠牲の実態を調査しその内容を公表すること。ということで、一刻も早く治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求めるということで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。ということで、議員各位の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 続いて、意見書第5号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾代でございます。

意見書第5号、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）について、意見書を提出いたします。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安、負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑困難なケースも増加しております。

こうした現状に鑑み、政府は、昨年12月、全ての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定いたしました。政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から、発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出すると共に、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

1点目から6点目ありますが、1点目だけ紹介しておきたいと思います。

児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業やホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

以下、5項目について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第6号について、第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄でございます。

意見書第6号、TPP（環太平洋連携協定交渉）に関する意見書（案）。

昨年、TPP閣僚会議におきまして、TPP交渉は大筋合意されました。政府は、特別輸入枠の設定や段階的関税の削減、撤廃となっており、国決議の内容を逸脱しているという懸念があると思われるところがあります。その中に不安の声が広がり、国は、TPP交渉の合意内容に関する情報を公開すると共に、TPPの合意内容について国会決議に重視されているか、厳格に精査し、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するために安全な国内対策を講じていただきますよう、強く求めます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第6号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第1号から意見書第6号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後4時26分 休憩）

（午後4時27分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、意見書第2号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世です。

意見書第2号、地方創生の枠組みを見直し、地方自治体への権限強化を求める意見書(案)について反対の討論をさせていただきます。

意見書の本文にあります地方創生の狙いについて、道州制の推進であり、TPPによって多国籍企業が働きやすい社会へと変革させ、憲法改正をして戦争ができる国づくり、軍需産業の参入をとあります。余りにも肥大した解釈であると思います。

そもそも、地方創生の目的は、今後の全国的な人口減少や雇用減少に苦しむ地方自治体の活性化を目指すことでもあります。第2次安倍晋三内閣で使用された用語で、類似するものには竹下登内閣時代のふるさと創生事業、自ら考え自ら行う地域づくり事業などがあります。2014年9月、人口減少や少子・高齢化などに取り組むまち・ひと・しごと創生本部が設置されました。これは、内閣総理大臣を本部長とし、地方創生担当大臣と内閣官房長官を副本部長、他の全ての国务大臣を本部員とする組織で、初代地方創生担当大臣には石破茂氏が就任いたしました。2014年11月の国会で、まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律の地方創生関連2法が可決、成立しております。

また、地方の特産品の普及を促す、ふるさと名物応援制度を創設し、中小企業、地域資源活用促進法の改正なども検討することにもなっております。2060年に向けてあらゆる面で目標を掲げて進めているところであります。内容はネット上で検索していただきたいと思います。

以上のことから、地方創生の枠組みを見直し、地方自治体への権限強化を求める意見書(案)に対して反対討論といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 第7番、太田健一です。

地方創生の枠組みを見直し、地方自治体への権限強化を求める意見書(案)に対する賛成討論を行います。

現在、貧富の格差はさらに広がり、青年層の不安定就業や低所得化へとつながっていき、内閣府が発表している平成22年度結婚、家庭形成に関する調査報告書の年収別雇用形態別既婚率は、300万円未満の男性で9.3%、非正規雇用で5.6%と圧倒的に低くなっています。そして、労働者の賃金を引き下げ続けた結果、労働政策研究研修機構が発表しています国際労働比較の各国雇用者報酬の推移、これは、1995年から2013年までですが、この中でも、同じ先進国の中で失業率が高いヨーロッパやアメリカが軒並み1

50%から200%以上と伸ばしてきましたが、日本だけ92.4%という低い水準となっています。何よりも、大都市及び地方の地域経済の衰退を引き起こしたのは、大企業の海外シフト、農林水産、中小業製品、エネルギー資源の積極的輸入、大型店等の規制緩和を行った構造改革政策です。さらに、これに輪をかけた平成の大合併に加え、三位一体の改革による周辺地域の産業衰退と人口減少を引き起こしてきました。

以上のように、地方自治体を締め付け地域を壊してきたのは政府自身であり、地方創生によって国の責任を投げ出し地方に事業を丸投げしても、その財源を自治体が自由に使えるわけではありません。地方を活性化していくことはもちろん重要なことではありますが、今、国が推し進める地方創生は、こうした反省の上に立った施策ともなっていません。今回の加速化交付金に関しても、半分しか採択されないということにもこうした状況があらわれていると思います。自治体が自由に使える財源がないということです。

それと、そもそも、今、梶山議員が反対討論でいろいろ述べておられましたが、さまざま取り組みをされているということをおっしゃっていましたが、今求められていることは、地方の創生ではなく地域をまず再生させていくこと、そのことが何よりも大事だということをおっしゃっています。要するに、雇用の安定が内需の拡大を広げて、地方が活性化していくことにより人口減少や少子化、過疎化という課題を解決する道しるべとなっていきます。そうした地域活性化のためには、まずは、国の責任や役割はしっかりと果たした上で、地方自治体に対して自由に使える財源と、そして権限を与えていくということが大切だと思います。

以上、意見書、地方再生の枠組みを見直し、地方自治体への権限強化を求める意見書(案)に対しての賛成討論とします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第3号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書第3号に対しまして反対討論をさせていただきます。

大津地裁判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)に対しまして反対いたします。

現在、我が国の主要なエネルギーであります石油、石炭などの化石燃料は限りあるエネルギー資源でございます。これに対しまして、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能です。資源が枯渇しないエネルギーであるわけでありまして、これから再生可能エネルギーとも言われま

す石油等にかわるクリーンなエネルギーとして政府はさらなる導入、普及を促進することになっていますが、国全体のエネルギーを賄うまでにはなっておらないのが現状でございます。

意見書では、自然エネルギーの転換で開発と普及促進とあります。この点につきましては賛同いたしますが、国のエネルギーを考えた場合、原発依存を即なくすことができないのが現実であると考えます。原発再稼働をめぐる現在の世論は、一見すると矛盾しているようでございます。原発のあり方につきまして中長期的な見通しを尋ねますと、世論調査では多数を占めますけれども、「将来ゼロである」「即時ゼロ」や「ずっと使い続ける」は少数派でございます。「将来ゼロ」とは、当面は、ある程度原発を使うことを意味しているのではないかと思います。

一方、より短期的な見通しにかかわらず、原発再稼働の賛否について尋ねてみますと、世論調査では多数を占めるのが反対であり、賛成ではない。再稼働反対とは、事実上原発即時ゼロにつながる意味合いを持つからであると考えられます。つまり、原発をめぐる世論は、中長期的見通しと短期的見通しとは本当に矛盾しているのがこの結果であると思うわけでございまして、不思議な現象が見られるわけでありまして。この現象につきましてどのように理解すればよいのだろうか、今、思案しているところでありますけれども、世論の真意といたしまして、どちらかと言えば、当面は、ある程度原発を使うことはやむを得ないという点でございます。

しかし、安倍内閣が進める原発再稼働のやり方につきましては納得できない点がございます。新しいエネルギー基本計画で電源ミックスを明示することを避けた点に端的な形が示されているように、論点を曖昧にし、決定を先送りして、こそこそと再稼働だけを進める。このような政府のやり方に対しまして、当面は、ある程度原発を使うことはやむを得ないと考えている国民の多くも反発を強めているのは現状でありまして、再稼働の賛否のみを問われると反対と答えているのが現状であると考えます。

いわゆる2030年の電源ミックスに占める原子力の比率15%だとすれば、その全体像からはどのようなものになるのか、それは、原子力が15%、再生可能エネルギー、これは、水力も含みますけれども、30%、コ・ジェネレーション、これが15%、残りの火力が40%と思われるところでございます。

こういった意見の中から、以上のことから、大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）に対しまして反対討論といたします。



以上です。

○議長（市木一郎君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

意見書第3号の大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）に対しまして賛成討論をします。

大津地裁は、滋賀県内の住民が高浜原発3号・4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分で住民側の申し出を認め、運転を差し止める決定をしました。原発事故以降、停止しても電源は足りていました。大津地裁は、新規制基準について、苛酷事故が生じても致命的な状態にならないように策定すべきで、関電の主張では公共の安心・安全の基礎と考えるのはためらわざるを得ないとしています。

2つ目には、地震対策については、基準値の策定などについて、関電の主張では、安全性の確保が、説明が尽くされていないとしています。

3つ目に、避難計画では、福島事故の影響の広さから、自治体より国の主導で早急な策定が必要とされています。東日本大震災から5年、岩手、宮城、福島3県の内外で避難生活を送っている人は約17万7,000人に上り、東京電力福島第一原発事故があった福島県では約4万3,000人が現在も県外での生活を余儀なくされています。こうした現実を踏まえて、国は、原発再稼働に固執するのではなく、第2の福島を起こさないためには、自然エネルギーへの転換へ国の技術力を生かし総力を上げることが国の選択の道であると考えます。そうすれば、雇用も生み出し、また、経済の活性化にもつながります。

以上のことから、意見書第3号の大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書に対して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第3号、大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）について反対討論をいたします。

この当該意見書は、先ほどの賛成討論者の内容もそうですが、大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求めるとしながら、内容は、高浜原発への判決内容に終始しており、これは、まさに死屍にむちを打つような内容です。死屍とは、ご存知かと思いますが、屍、つまり死体にむちを打つようなことでもあります。意見書では、福島原発事

故の原因も明らかになっていないにもかかわらず原発の再稼働が進められていますとありますが、福島原発の教訓から、原子力規制委員会が定めた世界でも最も厳しいと言われる新規制基準の適合審査を経て再稼働が認められたものであります。今回、高浜発電所の運転停止を決定した裁判長は、2014年11月には同様の訴えに対し却下の判断をしております。識者からも、このことについては、今回の決定内容については疑問視をしております。エネルギー資源の乏しい我が国においては、原子力発電は重要なベースロード電源であると位置付けられており、低廉、いわゆる安価ですね、安価で品質のいい安定した豊富な電力が供給できる原子力発電は、将来にわたり一定の発電比率を持って維持されるものと考えます。原子力発電に対しては、やめるというのではなく、安全に運転することを求めるのが今の我が国には必要であり、そのため、国においては、早期に使用済み核燃料等の最終処分の方角性を示すべきであります。

提案があります自然エネルギーの転換については、何ら具体的な内容には触れられていませんが、自然エネルギーによる発電では、先ほど述べた安定した質のいい電力を豊富に供給することは困難であります。現在、自然エネルギーでも太陽光発電は多く行われていますが、これに伴う問題点も多く指摘されております。台風や突風によるパネルの飛散や、架台の倒壊、水没した太陽光発電パネルによる感電の危険性、傾斜地での設備流出や、太陽がパネル面で反射し近隣住宅の室温上昇など、自然災害への対応や技術面でも不十分なところが見られます。先の参議院予算委員会でも、太陽光パネルによる事故の紹介がありました。先ほど申しました台風とか、去年ありました鬼怒川の堤防決壊のときにも、太陽光発電が水没したとかいう被害があります。

また、環境の面からも、太陽光発電パネルの乱立が見られ、新聞赤旗でもこのことを懸念した記事がありました。さらに、太陽光発電がふえていけば、固定価格買取制度により国民負担が増大する懸念があります。

以上のことから、我が国経済活動の低下を招かないよう、原子力による発電は継続する必要があり、本意見書案には反対をいたします。

○議長（市木一郎君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、会議を行います。

次に、意見書第4号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君）　第15番、矢野隆行でございます。

意見書第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）に対しまして反対討論をさせていただきます。

この治安維持法違反被告事件につきましては、裁判年月日でございますけど、平成20年3月14日の法定名最高裁判所第二小法定におきまして、裁判種別では判決の結果が棄却と出ております。

その内容といたしましては、3つございますけれども、求刑訴訟適用事件につき再審が開始された場合、その対象となった判決の確定後に刑の廃止又は大赦があったときは再審開始後の審判手続において免訴に関する規定の適用を排除して実体判決をすることができるか。また、2つ目といたしましては、求刑訴訟適用事件については、再審開始後の審判手続において、被告人は免訴判決に対し無罪を主張して上訴することができるのか。また、3つ目といたしましては、求刑訴訟法適用事件について、再審が開始され、第1審判決及び訴訟審判決が言い渡されて、さらに上告に及んだ後に当該再審の請求人が死亡しても再審の手続が終了しない場合、再審の手続は終了しないとなっております。

先の大戦中の戦争への動員強化などのために治安維持法によって思想の統制、弾圧が行われた事実から、我々公明党といたしましても、この治安維持法を旧の悪法と認識しております。また、このような悪法により多くの罪なき人々が逮捕され、拷問を受け、時には死に至り、また、罪なき多くの団体が弾圧を受け壊滅させられたことは本当に、これは、忘れてはならない歴史であります。

そして、このような忌まわしい歴史を繰り返されないことがないよう、未来へ向けて、我々、公明党といたしましては、平和の党、人権の党として戦ってきました。今後も、この決意は揺るぎないものでございます。

このたびの意見書として出されております治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定につきましては、支持しがたいものがございます。と言いますのも、なぜなら、当時の我が国の状況はさまざまな法体系等のもとで、戦争という悲惨な歴史、軍国主義のもとでの不幸な出来事が起こっており、そのような中、治安維持法のみをとり上げ国家賠償を求め

るということに對しまして、結果として、戦争という行為に被害全般への視点を避け、一部の被害者状況のみに論点を狭めてしまうからでございます。

以上のことから、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書に對しまして反対討論とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

意見書第4号、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書に對して賛成討論をいたします。

治安維持法は、文字どおり、国による全ての結社や個人の言論と運動を犯罪とし、国民の耳、目、口を塞いで国民を侵略戦争に駆り立てるための悪法でした。国の作為によって引き起こされた弾圧です。逮捕、拷問、虐殺、獄死に目を背けないで下さい。「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目となる」、これは演説で有名なワイツゼッカー元ドイツ大統領の言葉です。ドイツでは、演説に象徴されるように、徹底して過去と向き合ってきました。ドイツの歴史教科書は、ドイツが加害者だった事実を詳しくとり上げています。日本でも、真実を明らかにし、治安維持法の犠牲者と家族に對して謝罪し賠償すべきです。生存者は高齢で、もう時間がありません。日本全国の自治体に、これまでの政令市、札幌市議会をはじめ400を超える議会から、国家賠償法の制定を求める意見書が総理大臣、法務大臣に届けられています。各地方議会では、請願、陳情に真摯に向き合い、党派、思想信条の違いを超えて国に意見書の提出に至っています。野洲市議会として、過去に目を背けず、事実を追求することが求められることから、意見書第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書に對して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） それでは、続いて、意見書第6号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 続きます。意見書第6号、TPP交渉に関する意見書に對して反対討論をいたします。

まず、TPP合意内容について、情報の公開が求められていることについては、そのとおりだと思います。しかし、TPP交渉に当たっては、国会で重要5品目は除外するという国会決議がされています。そこで、この意見書でも示されているように、国会決議の内容を逸脱している懸念があることも認められておられますが、国会決議が厳格に精査する

については、その認識が問われるところです。

日本農業新聞のJA組合長アンケートでは、92%が国会決議を守られていないと答えています。JA組織内でも国会決議違反は圧倒的な声であり、多くの識者も指摘しています。厳格に精査するまでもなく、国会決議違反は明らかです。

また、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国会対策を実施することは、批准を前提にしています。政府は、政策大綱で長期的な影響が懸念される中、農業者の将来への不安を払拭する対策を集中的に講ずるとしてはいますが、まさに、これに符合するものです。政府自民党は、TPPの効果を大きく、影響による打撃を小さく見積もり、国内対策を打てば大丈夫だと国民を欺いて批准し、参議院選を乗り切ろうとしています。輸入自由化による打撃を国内対策で防げないことは、20年以上前の牛肉、オレンジの自由化でも、米市場開放でも既に経験済みです。かつてと比べて農業危機が格段に深く、かつ史上最悪の自由化が襲うもとでは不安の払拭などできるはずがありません。

今、近江米と近江牛、滋賀の地域経済とコミュニティを守る最大の焦点には、TPPの批准を阻止すること、将来を決定的に奪うTPPからの撤退です。国会審議もこれからで、まだ批准もしていないのに、批准を前提にした国内対策を求めるなど、認められません。付け加えれば、政府がやろうとしている農業対策で政策大綱が掲げているのは、農林水産物の輸出額1兆円目標の前倒しであり、経営感覚に優れた担い手の育成など、従来の攻めの農政の焼き直しであり、政府の言うように、担い手集積、規模拡大した農家ほど米価下落などで矛盾が集中しています。どれだけ集積してもアメリカやオーストラリアには太刀打ちできません。

以上のことから、意見書第6号のTPP交渉に関する意見書に対して反対討論といたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号TPPの批准・発効せず撤退を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号地方創生の枠組みを見直し、地方自治体への権限強化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号大津地裁の判決を受け、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

次に、意見書第4号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第4号は否決されました。

次に、意見書第5号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号TPP（環太平洋連携協定交渉）に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

（午後４時５８分 休憩）

（午後５時０５分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成２８年第１回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、議員の皆様には、去る２月２４日から本日までの２９日間にわたり、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。平成２８年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、全ての議案につきまして原案のとおりお認めをいただき、重ねてお礼申し上げます。

本定例会の代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じて（仮称）野洲市立病院整備、地方創生、商工施策、福祉施策、農業施策、教育施策などさまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯かつ建設的に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに活かしてまいります。

平成２７年度も残すところあとわずかとなり、来週から新しい年度が始まります。ただいまお認めいただきました新年度予算に基づき、市民サービスの充実とにぎわいと安心の元気な野洲を目指して、市民の皆様、また職員と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

特に、ただいま、多くの議論を経てお認めいただきました予算の中の市立病院の整備につきましては、これまでの５年にわたる市民の皆様方、専門家、そして議会との審議を経て、ようやく、もう一段のステップとしまして設計の事業に取りかかることになりました。さまざまなご意見をいただきました。当然、１００%の案はありませんけれども、従来から申し上げていますように、重荷だから落とすんじゃなしに、重荷だから担い続けていって、市民の安全と展望を開くというまちづくりに、もう一步踏み出すこととなります。皆

様方、前向きに一緒にご提案いただきながら力を合わせて、すばらしい医療サービスのみならず、この病院を核といたしまして、高齢者、子育て支援、あるいは健康づくりの取り組みの1つの大きな核として進めてまいりたいと思っております。

あわせて、駅前南口周辺につきましては、さまざまな機能、広場ですとか交流施設、あるいは商業サービス等もあわせて盛り込んでおります。あわせて、また国の支援金も別途、国土交通省の制度も使いたいと思っておりますので、そういった総合的な取り組みの中で、駅前のみならず、野洲の元気の1つの大きな推進力として位置付けていきたいと考えております。

また、国の地方創生加速化交付金事業を活用いたしまして、人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換をテーマとして、これまでまちづくりの課題でありましたものについて、その解決策と、そして、これからの展望を開く取り組みを市民の皆様方と共に進めてまいりたいと思っております。さらに、新発達支援センターの移転の整備、新クリーンセンターの更新に伴い整備する余熱利用施設への温水プールの機能移転をはじめとした施設の統廃合や長寿命化を施設の適正な管理と運営を行うための公共施設等総合管理計画の策定との整合を図りながら着実に進めてまいります。

最後に、議員の皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、ご自愛の上、市民福祉の向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのお礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 以上で、平成28年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。（午後5時09分 閉会）



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年3月23日

野洲市議会議長                   市 木 一 郎

署 名 議 員                   高 橋 繁 夫

署 名 議 員                   立 入 三 千 男